

計画変更床面積算定書

	変更床面積(㎡)
【Ⅰ】増加床面積	
【Ⅱ】計画変更床面積算定準則による変更床面積(【Ⅰ】に係る部分を除く。)	
①敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更……→<申請に係る建築物の建築面積>	
②建築面積の変更……………→<変更される建築面積>	
③高さ又は階数の変更 ……………→<高さの変更される部分の床面積又は変更される階の床面積>	
④床の変更……………→<変更される部分の床面積>	
⑤階段の変更……………→<変更される部分の水平投影面積>	
⑥柱、はり又はけたの変更……………→<当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))>	
⑦壁の変更……………→<当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積>	
⑧屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更……→<変更される部分の水平投影面積>	
⑨開口部の変更……………→<変更される開口部の面積>	
⑩土台、基礎又は基礎ぐいの変更……………→<土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積>	
⑪小屋組の変更……………→<変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積>	
⑫斜材……………→<変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。>	
⑬建築設備(建築基準法第87条の2に該当するものを除く。)の変更 ……………→<変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙壁区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積>	
⑭①～⑬に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)……………→<30平方メートル以下>	
【Ⅱ】に係る変更面積の合計	
【Ⅲ】変更前の計画の床面積の合計	
(【Ⅰ】 + 【Ⅱ】 × 1/2)	

【Ⅱ】が【Ⅲ】を上回った場合、(【Ⅰ】 + 【Ⅱ】 × 1/2)を(【Ⅰ】 + 【Ⅲ】 × 1/2)に置き換えて算定する。